

2019 年度 再入学試験について

立命館大学における『再入学』は、立命館大学学則第 28 条～第 30 条にもとづいて、退学または除籍となった学部・に再入学志願票を出願し、選考の結果、合格となって所定の期限内に手続きを完了した場合に再入学が許可される制度です。

【再入学制度の概要】

再入学の要件等

退学または除籍となった者が、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して 2 年以内に再入学の出願を行った場合、選考の上、再入学を許可することがあります。ただし、在学年限を超えて除籍となった者および懲戒により退学となった者は、再入学の資格はありません。

※再入学制度は、退学・除籍後に再び大学で履修することを保証する制度ではありません。

再入学の出願手続

以下の出願期間に、「再入学志願票」(保証人連署)を提出しなければなりません。手続等の詳細は、「再入学試験要項」(文学部事務室で配布)を確認してください。

【出願期間】

再入学を志願する学期	出 願 期 間
春学期	前年度の 2 月 1 日～ 2 月末日
秋学期	当該年度の 8 月 1 日～ 8 月末日

【在留資格取得が必要な外国人留学生の出願期間】

在留資格の取得手続に時間がかかるため、下記の期間に出願することができます。

再入学を願い出る学期	出 願 期 間
春学期	前年度の 12 月 1 日～ 12 月末日
秋学期	当該年度の 6 月 1 日～ 6 月末日

再入学の手続等

再入学の合格通知を受けたのち、所定の期日までに再入学手続（再入学手続書類の提出と再入学手続時納付金の納入）を完了した合格者に対して、学長が再入学を許可します。期限後の手続は一切認めませんので、必ず所定の期間内に手続を完了してください。再入学手続時納付金の納入のみ、あるいは再入学手続書類の提出だけでは、再入学は許可されません。

再入学者は、再入学した回生の新カリキュラムが適用されます。既修得単位については、新カリキュラムに合わせて単位認定を行いますので、その結果、科目によっては単位が認定できない場合もあります。

上記をふまえたうえで、以下の出願資格を満たし、再入学を希望する方は文学部事務室までお問い合わせください。

◆出願資格

【2018 年度春学期再入学】	2016 年 9 月 26 日から 2019 年 2 月 28 日までに退学または除籍となった学生
【2018 年度秋学期再入学】	2017 年 4 月 1 日から 2019 年 8 月 31 日までに退学または除籍となった学生

※前期・後期とも在学期間満了除籍または懲戒により退学となった学生は出願することはできません。

◆出願期間、面接日時、合格発表日

「再入学試験要項」(文学部事務室で配布)を確認してください。